

# 北海道教育委員会 公報

令和7年(2025年)  
1月31日(金曜日)

第6328号

## 目次

### 告示

- 教育職員免許状の取上げについて..... 3
- 令和6年度北海道教育実践表彰の被表彰校及び被表彰者の決定について..... 3
- 北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について..... 4

## 告 示

### 北海道教育委員会告示第6号

次の教育職員免許状は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第11条第3項の規定により、取上げの処分を行った。

令和7年1月31日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

氏名	新井 真	本籍地	北海道
免許状の種類(教科)	免許状の番号	授与年月日	授与権者
小学校教諭1種免許状	平6小1第182号	平成7年3月22日	山梨県教育委員会
取上げ年月日	令和7年1月9日		
取上げの事由	教育職員免許法第11条第3項(同法施行細則第20条第8号才)該当		

### 北海道教育委員会告示第7号

教育実践表彰要項（昭和44年12月23日北海道教育委員会決定）の規定に基づき、令和6年度北海道教育実践表彰の被表彰校及び被表彰者を次のとおり決定した。

令和7年1月31日

北海道教育委員会教育長 中島俊明

#### 1 学校表彰被表彰校

石狩市立花川南小学校  
稚内市立潮見が丘小学校  
函館市立本通中学校  
厚沢部町立厚沢部中学校  
鶴居村立鶴居中学校  
帯広市立大空学園義務教育学校  
北海道滝川工業高等学校  
北海道斜里高等学校  
北海道中札内高等養護学校

#### 2 教職員表彰被表彰者

下野里紗	(岩見沢市立南小学校)	教諭
内野晃樹	(小樽市立稲穂小学校)	教諭
山内由起子	(白老町立白老小学校)	教頭
島訓子	(幕別町立白人小学校)	教諭
所弘輝	(帯広市立栄小学校)	教諭
笥豊	(釧路市立興津小学校)	教諭
大畑洋平	(北広島市立大曲中学校)	主幹教諭
伊藤浩司	(佐呂間町立佐呂間中学校)	教諭
所朋宏	(幕別町立札内中学校)	主幹教諭
渡邊耕平	(陸別町立陸別中学校)	教諭
天谷洋祐	(北海道滝川高等学校)	教諭
古谷知之	(北海道当別高等学校)	教諭
中谷知記	(北海道ニセコ高等学校)	教諭
志田健	(北海道白老東高等学校)	教諭

	山本真平	(北海道名寄高等学校)	教諭
	吉田奏介	(北海道士別翔雲高等学校)	教諭
	解良和人	(北海道札幌あいの里高等支援学校)	教諭
	根市護	(北海道七飯養護学校)	教諭
3	若手教職員等奨励賞被表彰者		
	松田潤	(千歳市立末広小学校)	教諭
	藤田恭太朗	(厚沢部町立厚沢部小学校)	教諭
	小谷颯汰	(当麻町立当麻小学校)	教諭
	渡場陸	(北見市立三輪小学校)	教諭
	山内崇徳	(上士幌町立上士幌小学校)	教諭
	丸山結梨香	(根室市立成央小学校)	教諭
	今樹菜	(月形町立月形中学校)	教諭
	望月昇平	(釧路市立阿寒湖義務教育学校)	養護教諭
	大本健太	(北海道檜山北高等学校)	教諭
	高橋真太郎	(北海道東川高等学校)	教諭
	加藤光城	(北海道湧別高等学校)	教諭
	平子裕	(北海道津別高等学校)	教諭
	成田明日香	(北海道興部高等学校)	教諭
	渡邊琢益	(北海道更別農業高等学校)	教諭

## 通 達 ・ 通 知

教 高 第 2 8 2 8 号  
令和7年(2025年)1月31日

各 教 育 局 長  
各 道 立 高 等 学 校 長 様  
北海道登別明日中等教育学校長

教 育 長

### 北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について(通達)

北海道立高等学校教育課程編成基準(令和元年11月7日教育委員会決定)の一部を別記のとおり改正し、令和7年(2025年)4月1日から施行しますので、取扱いに当たっては適切に行うようにしてください。

〔 学校教育局高校教育課高校教育指導係  
学校教育局高校教育課キャリア教育指導係 〕

### 別記

北海道立高等学校教育課程編成基準の一部改正について

(令和7年1月30日教育委員会決定)

北海道立高等学校教育課程編成基準(令和元年11月7日教育委員会決定)の一部を次のように改正する。

別記1の2中第19号を第20号とし、第6号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 園芸観光デザイン科

園芸作物の栽培及び活用、生産物の加工並びに農業の観光への活用に関する知識と技術を習得させ、農業経営者及び関連する産業に従事する者として必要な能力と態度を育てる。

別記1の3中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 電気情報システム科

電気や情報技術に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、電気及び情報技術に関わる業務に従事する技術者として必要な能力と実践的な態度を育てる。

別記1の6中第2号を削り、第3号を第2号とする。

**附 則**

この一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

